

令和5年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和5年度化学物質審議会第3回安全対策部会、第241回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和6年1月16日	資料1-2

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質等についての所要の措置について（案）

○化学物質審議会安全対策部会

- ・「ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質（1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名8:2フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定並びに同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について（案）

○中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第六次報告案）

(案)

「ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。))を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定並びに同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について(案)

年 月 日
化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

- (1)「ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。))を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「法」という)第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
ペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭	・フロアワックス ・撥水撥油加工をした生地

(案)

素数が 8 のものに限る。) 又はその塩	・撥水撥油加工をした衣服 ・撥水撥油加工をしたカーペット ・接着剤及びシーリング用の充填料 ・コーティング剤 ・塗料、ニス ・トナー ・洗浄剤 ・業務用写真フィルム ・耐水・耐油処理をした加工紙 ・半導体の製造に使用する反射防止剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質 (1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン (別名ペルフルオロ オクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール (別名 8:2 フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基 (炭素数が 7 のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)	・フロアワックス ・繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・撥水撥油剤 ・撥水撥油加工をした繊維製品 ・消泡剤 ・コーティング剤 ・光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(案)

(2)「ペルフルオロオクタン酸関連物質（1， 1， 1， 2， 2， 3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8－ヘプタデカフルオロ－8－ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ヨージド）、3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8， 9， 9， 10， 10， 10－ヘプタデカフルオロデカン－1－オール（別名8：2フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数 が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」について、法第25条に規定する政令で定めるべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
1， 1， 1， 2， 2， 3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8－ヘプタデカフルオロ－8－ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ヨージド）	・医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル＝ブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクチル＝ヨージド（PFOI）の使用
3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8， 9， 9， 10， 10， 10－ヘプタデカフルオロデカン－1－オール（別名8：2フルオロテロマーアルコール）	・侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル＝メタクリレート（PFMA）の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール（8：2FTOH）の使用

(3)「ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質（1， 1， 1， 2， 2， 3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8－ヘプタデカフルオロ－8－ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ヨージド）、3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8， 9， 9， 10， 10， 10－ヘプタデカフルオロデカン－1－オール（別名8：2フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数 が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフ

(案)

ルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」について、法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品は、以下のとおり。

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）又はその塩	・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質（1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名 8:2 フルオロテロマーアルコール）、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が 7 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済	・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(案)

産業省令、環境省令で定めるもの)	
------------------	--

(案)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について (第六次報告案)

令和〇年〇月〇日

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第三次答申)」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとした化学物質について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第四次答申)」において講じるべき措置に関して取りまとめ、報告を行った。その後、残留性有機汚染物質専門委員会(POPRC)における検討状況を踏まえて、第三次答申について再度審議を行い「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第五次報告案)」において、第一種特定化学物質に指定することが適当である化学物質の対象について再度報告を行ったところ。

この度、第五次報告案の結果を踏まえて第四次答申の内容についても再度審議を行い、以下の措置を講じることが適当であることを取りまとめたので報告する。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について(法第24条第1項)

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩	・フロアワックス ・撥水撥油加工をした生地 ・撥水撥油加工をした衣服 ・撥水撥油加工をしたカーペット ・接着剤及びシーリング用の充填料 ・コーティング剤 ・塗料、ニス ・トナー ・洗浄剤

(案)

	・業務用写真フィルム ・耐水・耐油処理をした加工紙 ・半導体の製造に使用する反射防止剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカネ-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)	・フロアワックス ・繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・撥水撥油剤 ・撥水撥油加工をした繊維製品 ・消泡剤 ・コーティング剤 ・光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更すること。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

他の物による代替が困難であり、かつ、第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないため、以下の用途について、第一種特定化学物質の使用を認めることが適当である。

化学物質	用途
1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)	医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド(PFOI)の使用

(案)

3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカネー1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)	侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート(PFMA)の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール(8:2FTOH)の使用
---	---

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の基準等に従わなければならない製品について（法第28条第2項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の基準の適合義務や表示義務を課すことが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロー8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカネー1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。